

明治前期における毛利家の修史事業と毛利敬親の伝記編纂

山崎 一郎

はじめに

本稿は、明治前期（おもに明治五年から明治十年代まで）における毛利家の修史事業と、その過程で編纂された毛利敬親（明治四年三月死去）の伝記について検討する。あわせて、毛利家の編纂物ではないが、明治二十四年（一八九一）四月出版の敬親の伝記『忠正公略伝』⁽¹⁾にも言及したい。

当館所蔵の毛利家文庫は、昭和二十七年（一九五二）毛利家から山口県に寄託され、当館設立の契機ともなった文書群である。量的には萩藩庁文書が多数を占めるが、藩庁文書そのものではない。明治から昭和二十二年（一九四七）にいたる毛利家での修史事業の過程で形成、利用された文書群という点に特徴があり、毛利家の家文書、

旧家臣の家文書、明治初期の山口藩・県庁文書、修史事業に伴う筆写史料、事務文書など多様な出所の文書記録を含む⁽²⁾。

毛利家文庫を構成する文書記録個々の性格、作成経緯を把握する上で、藩政期および明治・昭和期の修史事業、文書管理のあり方へ理解を深めることが重要となる。この点は古く広田暢久氏が強調しており、氏の一連の研究から多くを学ぶことができる⁽³⁾。筆者もこれまでに、毛利家文庫の形成過程、文書群構造、近代における多様な利用のされ方などにつき検討した⁽⁴⁾。毛利家文庫は、開館以来一貫して閲覧利用がもつとも多い。毛利家文庫の検討は今後も継続される必要がある。

本稿で対象とする明治前期、政府は歴史課（のちに改

組され修史局、修史館）を中心に修史事業を進め、旧大名家にさまざまな史料の提出を求めた。⁽⁵⁾ 毛利家の場合、これに加えて明治十二年（一八七九）に敬親の勅撰銅碑建設が決まり、修史館一等編修官川田剛による撰文作業が進められた。明治十年代までの毛利家の修史事業は、

八〇五）の訂正補足と「続藩翰譜」以後の系譜・事蹟の提出を命じた。⁽¹⁰⁾

（史料 1）

五年十一月十九日

東京府へ達 正院

今般正院中被置歴史課追々国史編輯被仰出候、就テハ從來各藩諸家之系譜事跡等詳細取調家聲功績ヲシテ永ク不朽ニ伝ヘ泯滅不致様トノ厚キ御趣意ニ有之候条、別紙編纂規則ニ基キ精々取調、来五月限可差出、此旨相達候也

一 明治一桁代

（一）太政官正院歴史課からの指示

①「家譜」「藩翰譜書統」の提出

明治五年（一八七二）十月、太政官正院に「国史編輯」を担当する歴史課が置かれる⁽⁸⁾。主要事業のひとつ「復古記」（大政奉還く戊辰戦争の記録）編纂は、長州出身の課長長松幹を中心に行われた。⁽⁹⁾ 十一月、正院は旧大名家へ「編纂規則」を示し、江戸時代に編纂された「藩翰譜」（元禄十五年（一七〇二）・「続藩翰譜」（文化二年（一

編纂規則

一藩翰譜・続藩翰譜之二冊下渡候間、右両書中訛誤遺漏之廉モ有之候ハ、無忌憚直筆ヲ以テ可致補正事

一続藩翰譜以後方今迄之系譜事跡等詳細書統可致事
一文体ハ和文漢文可為随意事

一藩翰譜前後編ハ簡略之体裁ニ候得共、今般書統補正ノ分ハ務テ詳密ヲ旨トスヘキ事

一藩翰譜中本末ノ家柄同冊ニ記載有之分ハ本家へ下

渡候条、取調方ハ本末申談、各別冊ヲ以テ可差出候事

旧大名家へ「藩翰譜」「統藩翰譜」を配布し、内容の誤りや遺漏箇所⁽¹⁾の補正、「統藩翰譜」以後の系譜・事蹟を提出するよう指示している。期限は六年五月。目的として、各藩諸家の功績、名声が後世に残るようにとの御趣意とあるが、実際には、歴史課事業のための史料収集という意味が大きいであろう⁽¹⁾。

提出物は「今般書統補正ノ分」とあり、また後述のように、徳山毛利家の場合は「藩翰譜書統」と題している。各家提出分は、現在東大史料編纂所（以下、東大と略記）に所蔵されており、「家譜」と総称される。

②皇城火災後の所蔵文書謄写および「家記」の提出

六年五月五日、皇城で火災が発生し、太政官庁舎が全焼した。これにより歴史課を含む太政官の文書記録の大半が焼失する非常事態となった⁽¹²⁾。八日、政府諸省へ次の達が出される（「太政官日誌」）。

（史料2）

諸省

皇城炎上正院記録大半焼失二付、建省以来御達願伺

明治前期における毛利家の修史事業と毛利敬親の伝記編纂

（山崎）

届往復書類及旧官省ヨリ引継ノ簿冊中同様ノ事件共総テ漸次謄写可差出、尤辛未八月御改正後ノ分ハ可成丈ケ早々差出候様可致候、此段相達候也^(明治四年)

但、当年一月以来ノ分差向入用有之候二付、記録課官員向々へ出頭写取候間、其時々差支無之様掛リ官員へ可被相達置候也

正院の記録が大半焼失したので、各省所蔵の建省以後の文書、旧官庁から引継いだ文書すべてを謄写し提出すること、なかでも四年八月（廃藩置県）以後の分を早急に提出するよう命じている。但書に、一月以降の分が急ぎ必要なので各省へ正院記録課員が出向き謄写作業を行うとあるように、事業の主担当は正院記録課であった。

同日、府県へも「置府」「置県」以来の文書を謄写し提出するよう指示が出る。府宛をあげる（「太政官日誌」）。

（史料3）

諸府

皇城炎上正院記録大半焼失二付、置府以来御達願伺届往復書類等ノ諸簿冊早々謄写可差出、当年一月以来分ハ至急差出候様可致候、此段相達候也

但、旧府藩県ヨリ引継ノ諸記録中御一新以来御達

四三

伺願届往復等ノ分ハ漸次謄写可差出候也

この通知は、東京在住の旧大名家にも府を通じて通知され、提出が指示された。

一方、同日、太政大臣三条実美の名で次の達が旧大名家へ通知されている（「布告全書」）。

（史料4）

第五百一十一号

元武家華族へ

（慶応三年）（明治元年）

藩翰譜書続兼テ相達置候処、更ニ丁卯十月ヨリ戊辰
十月中当主身上ニ付諸達願伺、及ヒ履歴ヲ始メ一藩
関係ノ達書諸伺ニ至迄原文ヲ記シ事実ヲ歴叙シ、別
冊ニ認メ、一二ヶ月宛出来次第順次可差出候事

明治六年五月八日

太政大臣三条実美

「藩翰譜書続」提出をかねてより（「兼、テ」）命じているが、今回追加して（「更、ニ」）、慶応三年（一八六七）十月から明治元年（一八六八）十月までについて、各家当主に関わる「諸達願伺」「履歴」および「一藩関係ノ達書諸伺」を提出せよとの指示である。提出先は歴史課であった。この時の提出物も東大に所蔵されており、「家記」と総称される。

この達は、冒頭文言より明確なように、前年十一月の

達（史料1）すなわち「藩翰譜書続」提出指示に追加したものである。達は本来皇城火災とは無関係に通達予定であったものが、偶然、皇城火災に伴う記録課の指示と同日付けで通達されたのではなからうか。

旧大名家からすれば、皇城火災という状況下、「御一新以来」（後掲史料8によれば、慶応三年十一月以降）から皇城火災までの文書を謄写し提出せよという記録課の指示と、「藩翰譜書続」の追加指示として、慶応三年十月から明治元年十月までの「諸達願伺」「履歴」「一藩関係ノ達書諸伺」を提出せよという歴史課の指示、正院から似通った二つの指示を同日付けで受け取ったことになる。

③復古功臣・国事勤勞事蹟

七年二月、政府は「復古功臣事蹟編輯」「国事勤勞事蹟編輯」のためとして、三条実美・岩倉具視ら「復古功臣」者二名、山県有朋など「国事勤勞」者三名に対し、「一身経歴ヲ編次シ」提出するよう指示した。対象者は物故者も含まれる。これも歴史課の事業である。この時、毛利家へも次のように敬親の事蹟提出が命じられた⁽¹³⁾。

(史料5)

贈従一位毛利敬親

復古功臣事蹟編輯二付、別紙令例則ニ照準シ、一身
経歴ヲ編次シ正副二本可差出、此旨相達候事

太政大臣三条実美

添付された歴史課による「編輯例則」には、「苗字姓名」
「郷貫食禄」「生誕年齢」「世系(系図)」「履歴叙任」な
どが項目として示されている。六月を期限とする性急な
指示で、しかも「履歴叙任」は年月を詳記し、宣旨・達
書・建議策文等の「原文ヲ掲」るよう命じた。

「復古功臣事蹟編輯」「国事勤労事蹟編輯」に関しては、
六年十一月付けの「歴史課議按」(起案文)が残る¹⁴。それ
によれば、王政復古に尽力した功臣の功績を史書に収録
し後世に伝えるため「復古功臣伝」が必要なこと、三年
に履歴課が置かれ、「維新以来士庶人朝官拝命ノ輩」の履
歴提出を命じたが、それは簡単な内容かつ非在職者を対
象としたもので、しかもそれらは六年の皇城火災で焼失
したことを理由として、今回、在職・非在職に関わ
らず「復古功臣」「国家ニ勤アル輩」の履歴を提出させ、
歴史課で保存し、後日「国史編纂」の参考史料としたい

という。提出指示は、歴史課による国史編纂の史料とす
るためであった。

(二) 毛利家の提出物

以上の政府指示を受け、毛利家が提出した編纂物は以
下のとおりである。なお正院歴史課は、八年四月に規模
を拡大し修史局と改称されるが、十年一月、財政難を理
由に規模が縮小され修史館に改組された。

① 「系譜 乾坤」(3公統6)

表紙に「系譜 乾坤」とある一冊だが、中身は二冊の
編纂物を合冊する。表紙に「系譜 毛利元徳」(以下「系
譜 乾」とある一冊と、「大江家譜 敬親紀 坤」(以下
「敬親紀」と記された一冊である。

「系譜 乾」は毛利家系図と歴代当主略歴からなる。
あめのほひのみこと

系図は天穗日命に
始まり、平城天皇の
皇子阿保親王の子
で、大江となった音
人、源頼朝の招きに
応じ鎌倉に下った
大江広元らを経て、

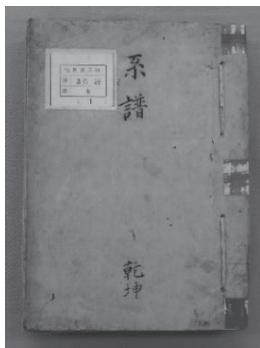


図1:「系譜 乾坤」

音人から二五代後の毛利元就へと続き、さらに輝元、初代萩藩主秀就、歴代萩藩主、最後は幕末の敬親へ連なる。当主略歴は「毛利氏、姓ハ大江、其先天穂日命ヨリ出ツ」で始まり、萩藩一二代斉広（敬親前代）までを編年、漢文訓読体、かな交じり文で記す。音人、大江広元に関する記述もあり、元就・輝元の略歴はかなり詳しい。秀就から斉広までは、誕生、家督相続、將軍拝謁、將軍拝領物、婚姻、叙位任官、国目付・巡見使の来藩などが形式的に記される。巻末には「綱広以下追加并正誤」もある。奥書に次のようにある。

（史料6）

右廣元以下事跡或ハ他史ト異同有シ歟、且往々録スルニ足ラサル者亦多シ、只家譜遺書ノ記スル所ニ随テ録呈ス、近世ニ降テ旧藩史生撰抄ノ業ヲ卒エサル者アリ、亡父敬親ノ如キ事跡浩瀚一時抄録スルコト能ス、伏テ請フ、他日ヲ待テ録呈ヲ為シコトヲ誠惶懇願之至ニ勝エス

明治六年五月

毛利元徳敬白

この奥書から、本書が六年五月に毛利元徳名で提出されたことがわかり、「系譜 乾」が歴史課へ提出された「家

譜」の控であることが明確になる。注目したいのは、父敬親の事蹟はまとめきれないので他日提出したいとある点で、これが「敬親紀」にあたる。

「敬親紀」はその名とおり敬親の伝記で、誕生の文政二年（一八一九）二月十五日から、死去後の葬送日明治四年四月十日までの主要なできごとを編年で記す。史料引用はない。提出時期の記載もない。略歴の後、「敬親儀、容端正ニシテ人ニ過ルノ量アリ、政ハ仁恕ヲ尚ヒ、善ニ循コト流力如シ」で始まる人物評が記される。朝廷への尊崇、士民への愛情、文武の振興などの事蹟とともに、

「儉樸ノ政ヲ行ヒ、厩奢侈ヲ禁ス」、「其ノ心ヲ正シ、身ヲ檢シ、飲食ノ欲ヲ節シ、驕奢ノ源ヲ絶ニ至テハ、古ヘ賢哲ノ君ト雖トモ多ク譲ラサルナリ」、「是ヲ以テ内外ノ大費ヲ支ヘ、国家ノ大難ニ逢テ人心ノ懷ク膠漆ノ

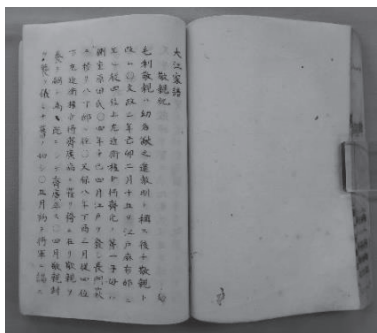


図2：「敬親紀」冒頭部分

如シ」のように、これ以後つねに強調される、「質素儉約に努めて財を蓄え、それを基に王政復古に尽力した敬親」という評価がすでに示されている。巻末に次のようにある（傍点および（ ）内は山崎）。

（史料7）

（王政復古に尽力した）敬親ノ功モ亦タ少キニ非サルナリ、聊カ其平生ヲ捃摭シ、叙列スル者此ノ如シ、其ノ詔勅ノ如キ謹テ原文ヲ謄録シ、其他ハ要ヲ採リ、簡ニ從ヒ、省覽ニ便シ、別ニ二冊トシ、後ニ附シ以テ考証トス

事蹟の根拠となる詔勅類は全文を、その他は必要部分を書き写して別冊二冊を作成し、のち添付予定という。

それでは「敬親紀」はいつ作成され、提出されたのであろうか。

「敬親紀」と記述が似た編纂物に「忠正公略記」（4忠正公4）と「毛利家譜」（同96）がある。「忠正公略記」の場合、敬親誕生から明治四年までの記述は「敬親紀」と同じではないがかなり近い。ただし、「敬親紀」最後の人物評や、別冊考証編に関する記述は無い。大きな違いは敬親の呼び方で、「敬親紀」が「毛利敬親」「敬親」で

あるのに対し、「忠正公略記」は「公」と記す。

「忠正公略記」作成には、明治前期に毛利家の編輯所に勤務した兼重淳輔・吉田嘉疏（嘉太郎）の関わりを示す記述が「忠正公御事蹟大略」にある（後述）。ただし、吉田が毛利家での修史事業に携わるのは、それまで出仕していた群馬県を辞した十一年九月以降である⁽¹⁵⁾。とすれば「忠正公略記」作成はそれ以後となる。

一方「毛利家譜」は、「忠正公御事蹟、先年朝廷江被差出候控ナリ 中村弼撰」との注記が表紙にある。中村弼も明治期の編輯所員である。内容は「忠正公略記」以上に「敬親紀」に近い。敬親の呼称は「公」だが、巻末の敬親評や考証編を付すことの記述はある（ただし、考証編は「別ニ一冊トナシ」とある）。

「忠正公略記」をもとに「毛利家譜」を作成し、それに訂正・追加を加え政府に提出したのが「敬親紀」と考えられる。「敬親紀」の考証編は「大江家譜考証」として二冊作成されたようで、その一冊が「大江家譜考証 坤」である（3公統¹⁷⁸。乾は毛利家文庫では確認できず）。

後述のように、十二年五月一日、政府は敬親の勅撰銅碑建設を決め、撰文担当者に修史館一等編修官川田剛を

任命する。十三年六月二十五日、修史館監事三浦安から

毛利元徳に対し、参考資料となる「貴家累代之事蹟記録書類致借用度」との依頼があった。これに対し毛利家が貸出したのは、「系譜 乾 老冊」「大江家譜 坤 敬親記 老冊」「大江家譜考証 式冊」「江氏家譜 三冊」「藩翰譜参考 老冊」「崇文公御行実記 老冊」であった。（9諸省⁵⁵⁴「修史館往復」）。ここに「系譜 乾」「大江家譜 坤敬親記」「大江家譜考証」が含まれる。「敬親紀」と考証編二冊は遅くとも十三年六月までには完成している。

東大所蔵の「家譜」のうち、毛利家提出分は題箋に「周防山口 毛利家譜」とあり三冊が残る。⁽¹⁶⁾比較すると、一・二が「系譜 乾」（一は系図、二は歴代略歴）、三が「敬親紀」にあたる。

ところで、徳山毛利家文庫に「藩翰譜書続」がある（藩翰譜9）。同内容のものが東大「家譜」に「周防徳山 毛利家譜」としてあるの⁽¹⁷⁾で、これが徳山毛利家提出の「家譜」であることがわかる。「藩翰譜書続」略歴の記述方式は「藩翰譜」「続藩翰譜」に倣っている。これと比べ毛利家提出の「系譜 乾」は「藩翰譜」にとらわれない記述方式で、敬親の略歴を別途提出するという特別なもので

ある。毛利家の積極的な対応がわかる。

②「勅書御沙汰書願伺届等控」（1雲上39）

「勅書御沙汰書願伺届等控」は七冊からなる。政府の勅書、達書、沙汰書、⁽¹⁸⁾毛利家から政府へ提出した願書、伺書、届書などを書き写したもので、一々四巻は慶応三年十月から明治元年十二月、五々七巻は二年から四年七月までの文書が収録されている。

この七冊は、六年五月八日付けの二つの達、すなわち皇城焼失を受け所蔵文書の謄写提出を命じた正院記録課の達（史料3）、および「藩翰譜書続」の追加史料提出を命じた歴史課の達（史料4）、これらに対応して毛利家が所蔵文書から対象分を書き写し作成したものである。一卷の原表紙裏の貼紙には、「執奏、願、届等進

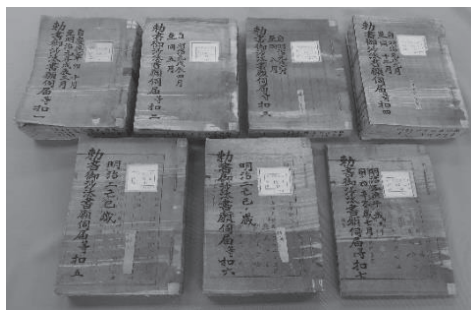


図3：「勅書御沙汰書願伺届等控」全7冊

達之分ハ旧藩記録中ヨリ抜粹シタルモノナリ」「御沙汰書類諸家回達ノ分、旧藩記録中ヨリ謄写シタルモノナリ、御達書類モ亦然リ」とある。

重複する時期の文書を対象とする二つの政府指示に対し、毛利家は山口県に残る編輯所員に、慶応三年十月から明治四年七月までの文書（廃藩置県以前の文書）から必要分を書き写すよう命じ、それを東京へ送らせた上で、歴史課・記録課が必要とする内容を選び提出したようである。その事情をうかがわせる記述が一卷の貼紙にある。

（史料8）

○印、東京府御附出相成候部、別ニ控無之、尤府庁
が御達之分正院御用ニ而、慶應三年丁卯十一月方皇居炎上迄
差出候様御達ニ付、己巳ノ年方ハ別ニ控有之、正院
明治二年
歴史課方直御達之分ハ丁卯十月方戊辰十二月迄ニ而
此控之通被差出候事

傍線部cに「正院歴史課からの達は、慶応三年十月から明治元年十二月までの文書が対象なので、この控のとり提出した」とあるのは、一く四巻をそのまま歴史課に提出したことを意味する。四巻末には、これが七年一月に毛利元徳名で提出されたことが記されている。

一く四巻は東大所蔵の「毛利元徳家記」に対応する⁽¹⁹⁾。ただし、九く十四年に毛利家から修史局・修史館へ追加提出された「花山院一件記」等も含む。

傍線部a・bは記録課提出分に関する説明である。b前半部にあるように、東京府から毛利家へ通達された指示（史料3）は「正院御用」（記録課の指示）であり、それは慶応三年十一月から明治六年五月までの文書提出を命じるものであった。そこで毛利家は、歴史課へ提出する一く四巻から記録課が必要とすると考えられる分を抜粹し提出したという。一く四巻収録文書には○印が付いたものがあり、それが抜粹した分に当る。aに記されるように、一く四巻からの抜粹分を集めた冊子は特に作成されていない。ただし、明治二く四年分は別冊を作成したと記す。これが五く七巻である。

国立公文書館が「華族家記 毛利元徳」三冊を所蔵している⁽²⁰⁾。これは（史料3）を受け毛利家が記録課へ提出したもののようである。これと「勅書御沙汰書願伺届等控」を比べると、一く四巻中で○印が付いた文書、および五・六巻、七巻所収文書の◎印が付いたものと一致する。「華族家記 毛利元徳」三は、六年までの内容を含む

が、これは毛利家文庫に残る別の冊子、「勅書御達并諸願窺等写」（1雲上49）の㊤印が付いたものが該当する。追加提出されたのであろう。

③「毛利敬親事蹟」（4忠正公¹²⁷ 県庁伝来旧藩記録¹⁰⁷³ 1081・115・118）

歴史課の「復古功臣事蹟編輯」に従い、毛利家が提出したのが「毛利敬親事蹟」である。提出分の控が4忠正公¹²⁷の一三冊（以下、毛利家文庫本）、この控を書き写したものが県庁伝来旧藩記録¹⁰⁷³ 1081、115・118の一三冊（以下、県庁旧藩本）である。毛利家文庫本の中扉に「明治七年政府提出ノ分 附尾二冊ハ同八年ナリ」とあり、本書が七・八年に歴史課に提出されたことがわかる。県庁旧藩本は、十三年に山口県と毛利家の間で旧藩時代の文書記録の選別が行われた際、県が作成した写しである。「毛利敬親事蹟」は本編九冊（一・八、三は上下）、「附尾」四冊、計一三冊からなる。本編一卷前半は、「引書目錄」を掲げたのち、「編輯例則」に従い、苗字姓書実名、郷貫食禄、生誕年齢、世系、叙任がまとめられる。後半は文政三年（一八二〇）十一月十五日の髪置に始まり、二巻以下に嘉永二年（一八四九）以降の履歴が記される。

履歴は、年月日をおって綱文を掲げ典拠史料をあげる形式である。「附尾」四冊は、「奉勅始末」「長防臣民合議書」をはじめ、本編記述を裏付ける重要文書を収録したいわば考証編である。「附尾」二の巻末には「毛利敬親遺草」を収録する⁽²¹⁾。

七年六月、中嶋松堂・高杉丹治ほか六名が「忠正公御事蹟編輯」の功により毛利家から報償金を下賜されている（9諸省403「編輯座諸控」）。このことから、本書の編纂作業は中嶋松堂⁽²²⁾、高杉丹治を中心に行われたことがわかる。両名とも元萩藩大組士、七年時点で中嶋七一才、高杉六一才。高杉は高杉晋作の父。両名は学



図4：「毛利敬親事蹟」全13冊（毛利家文庫本）

者というより、藩主・世子の近くにあり、長く政務を務めた古老という位置づけになるうか。両名は廃藩後の五年三月、毛利家の「綱広公以下御歴代御事蹟編輯掛り」を命じられ毛利家の修史事業に関わる（「編輯座諸控」）。

「毛利敬親事蹟」も東大が所蔵する。一五冊本と一三冊本がある。⁽²⁴⁾ 後者は毛利家文庫本と同じ構成である。前者が二冊多いのは、「忠正公事蹟 考証」上・下を含むためだが、この二冊は、前述「敬親紀」の考証編に当たる。経緯は不明だが、修史局、修史館あるいはその後の管理において、「毛利敬親事蹟」と一括されたようである。なお、「毛利敬親事蹟」の一部は「孝明天皇紀」（宮内庁蔵版）に引用されている。

④ 歴史課への史料貸出

この時期、毛利家から歴史課に対し所蔵史料の貸出例があるので紹介しておく。七年三月十一日付けで、毛利家家令柏村信から歴史課長長松幹にあて、毛利家が所蔵する記録一三冊が貸し出されている。具体的には、「学習院一件」「御建白一件」「京師変動一件」「京師堺町一件」「三太夫一件」「登坂一件」「再登坂一件」「丙寅諸路戦記」「諸口戦争報知録」（二冊）「輦下日載」（二冊）である。

長松が担当する「復古記」編纂の史料として貸与されたと考えられる。十六年五月に毛利家に返却されている（9 諸省⁵⁵⁴「修史館往復」）。

二 明治十年代

明治十年代、敬親の伝記が編輯所員により複数編纂されている。これらは十二年五月に決定した敬親の勅撰銅碑建設、それに伴う撰文作業に対応し編纂され、撰文作業の史料として活用された。以下、勅撰銅碑撰文作業をめぐる動向を踏まえつつ、十年代に編纂された敬親の伝記を検討する。あわせて、撰文者川田剛の下で編纂された「贈従一位毛利公年譜」とそれへの毛利家の対応も紹介する。

（一）敬親の伝記

編輯所員が編纂した敬親の伝記は次のとおりである。

① 忠正公御事蹟大略（4 忠正公¹²⁸）

全六冊。紫色の表紙で、「毛利家蔵」の青色野紙紙を使用している。一卷が敬親誕生の文政二年二月十五日から嘉永六年まで、二巻が安政元々六年、巻三が万延元年々文久二年、巻四が文久三年、巻五が文久四年々慶応二年、

巻六が慶応三年から敬親死去の明治四年までを扱う。年月日順に綱文を掲げ、典拠となる史料を示す。六巻巻末には、敬親の人柄を伝えるいくつかのエピソード（質素儉約、文学出精、天性端正、尊王の志などを示す逸話）が収録される。

表紙裏の付紙に編纂事情を示す次の記載がある。

（史料9）

中嶋松堂・高杉丹治両翁ノ編纂セラル、御事蹟録アリ、今亦兼重・吉田両兄ノ略記アリ、遍ク閲見スルニ、彼ニ略載スル事項ハ是ニ詳記シ、甲ニ遺漏ナルハ乙ニ收拾ス、彼是甲乙之ヲ閲シテ御一代事蹟悉皆了知スルヲ得タリ、乍併緊要ノ書類原文之ヲ御家譜考証ニ譲リ記載セサルモノ不尠、故ニ編纂・略記・考証三ノ冊子各部机上ニ全置セサル時ハ其詳悉ヲ知ル能ハス、仍テ兼吉両兄一層ノ勉励ヲ以テ右ノ各部再訂シテ毫モ遺漏ナキ御事蹟録一部ヲ編輯アランコトヲ希望ス

従来、敬親の事蹟を調べる場合には、中嶋松堂・高杉丹治編纂の「御事蹟録」（「毛利敬親事蹟」）および兼重・吉田編纂の「略記」（「忠正公略記」）を参考にしていたが、

両書には違いがあり、一方で簡略な記事が一方では詳細に記され、一方に記載される内容が一方には未収録といった具合で、両書をあ

わせないと事蹟を網羅できなかった。また、「御家譜」にのみ収録された重要文書もあり、「御事蹟録」「略記」「御家譜」が揃わないと事蹟がはつきりしない状態であった。そこで兼重淳輔⁽²⁵⁾・吉田嘉蔬（嘉太郎）が調べ、「右ノ各部再訂シテ毫モ遺漏ナキ御事蹟録一部ヲ編輯アランコト」を目指して編纂したいという。

本書については、十二年十二月二十四日に「忠正公御事蹟書大略六冊」を「此度新調相成候付、東京江被差登候」との記述が「編輯座諸控」にあり、十二年十二月に完成、そのうち東京毛利邸へ送られたことがわかる。



図5：「忠正公事蹟大略」全6冊

②忠正公実録（4忠正公 129・130）

原稿本本編一三冊・補遺遺漏一冊が十四年三月に脱稿、清書本一三冊が同九月に完成し、山口から東京毛利邸に送付されている⁽²⁶⁾。

清書本は「毛利家職」の青色原稿用紙を使用し丁寧な表装である。「忠正公事蹟大略」同様、年月日順に綱文を掲げ、史料を示す形式である。



図6：「忠正公実録」全13冊（清書本）

一卷・文政二年～天保十二年、二巻・天保十三年～嘉永三年、三巻・嘉永四～七年、四巻・安政二～五年、五巻・安政六～万延二年、六巻・文久二年、七巻・文久三年（他巻と比べ丁数が多い）、八巻・文久四年、九巻・元治二年、十巻・慶応二～三年、十一巻・慶応四年、十二巻・明治二～四年という構成で、最後の十三巻は、「忠正公遺事」

「忠正公遺草」「奉勅始末」「長防士民合議書」「藩内殉難死傷人員」「賞典分賜人員」などを収録する。「忠正公遺事」は、「忠正公御事蹟大略」に収録された敬親のエピソード集と同じものである。

「忠正公御事蹟大略」と比べ巻数も多く、綱文に記される内容もより詳しく、内容的には「忠正公御事蹟大略」の増補改訂版といった感じが強い。担当者は、「忠正公御事蹟大略」同様、兼重淳輔・吉田嘉蔬（嘉太郎）である⁽²⁷⁾。

③忠正公一代編年史（59忠正公一代編年史1・2）

一一一冊からなり、十年代に編纂された敬親の伝記ではもつとも巻数が多い。年月日順に綱文を掲げる形式で、現在も年表的利用に便利である。史料引用はない。「公爵毛利家編輯所」の青色罫紙を使用している。

凡例から、本書は十六年八月に編輯所員中村弼が完成させたことがわかる。ただし、「中村弼未定稿」とあるのので、中村個人が編纂した未定稿本という位置づけになる。凡例で中村は本書編輯方針を次のように言う。

（史料10）

一公ノ文武ヲ督励シ身ヲ奉スルニ儉薄ヲ以テシ、令ヲ発シテ奢侈ヲ禁シ屢ハ儉政ヲ行フ、皆ナ深壽ノ

在ル所口故ニ細事ト雖トモ必ス書ス、蓋シ文ヲ以テ方向ヲ定メ正氣ヲ養ヒ、武ヲ以テ筋骨ヲ堅固メ勇力ヲ張り、財ヲ以テ国用ヲ足シ器械ヲ調ス、是レ偉勲ノ大成スル所ニシテ、維新ノ業ヲ翼成スル、其基礎全ク此ニ在リ、公ノ史ヲ編スル筆ニ思フ茲ニ致シ、以テ全篇ヲ貫旋スヘシ

敬親が文武を奨励して儉約と贅沢禁止に努め、財政を満たして武備を整えたこと、それらが偉勲大成、維新翼成の基礎となった点に思いをはせ、本書の編纂にあたつたと記している。

④忠正公事蹟編年史草稿（一般郷土史料712）

安政七年二月～元治元年十二月の敬親の事蹟をまとめ



図7：「忠正公一代編年史」（書庫内）

たもので、編年で一日ごとに綱文を記す。部分的に史料の引用もある。巻末の雑巻一・二には藩政期全体の記事も含まれる。全三六冊。

雑巻之一の中扉に「贈従一位毛利公年譜三卷訂考」とあり、「該書ハ川田剛奉勅碑文ヲ撰セントス時材料ノ為仮ニ編輯セシモノテ、吾編集局於テ考訂センヲ申請ク、藩記ニ当リテ正シタルモノナリ 兼重慎一」との注記がある。このことから本書は、敬親の勅撰銅碑建設につき、撰文者川田剛の碑文選考時の参考史料として編輯所員兼重慎一²⁹⁾が編纂した私的な編纂物であることがわかる。内容からすると、兼重の研究ノート・メモといった感を受ける。なお当館所蔵本は、昭和五年（一九三〇）二月に兼重ヤクが県立山口図書館に寄贈したものである。

（二）勅撰銅碑建設をめぐる動向

ここでは、（一）の編纂背景となった敬親の勅撰銅碑建設決定とそれに伴う撰文作業について述べる。

神道碑いわゆる勅撰銅碑は、明治三十一年（一八九八）～大正十五年（一九二六）、明治国家形成期に重要な功績のあった八名に対し、死後天皇から下賜された碑である。墓前につながる道に故人の功績をたたえて建てるもので、

天皇命で撰文された碑文を刻んだ銅碑が下賜されたことから勅撰銅碑ともいう。敬親の勅撰銅碑は、三十一年三月、山口の毛利家墓所に建設された。勅撰銅碑建設の動向につき、以下主に宮間純一氏の研究により述べる⁽³⁰⁾。

敬親への勅撰碑文下賜は、十二年四月二十九日に天皇の裁可が下る。「勤王ヲ唱へ、以テ中興ノ盛業ヲ輔弼セシ、其功績超絶固ヨリ言ヲ待タサル儀ニ付」がその理由とされた。敬親への勅撰碑文下賜決定以前、十年五月二十六日に木戸孝允が死去し、同九月、木戸への勅撰碑文下賜が決まる。これが勅撰銅碑建設の始まりであった。敬親の場合、死後八年を経て碑下賜が決められたのは、「木戸への碑文の下賜決定を契機にある種の帳尻合わせとして木戸の旧主である敬親の撰文が検討された」と宮間氏は推測している。

五月一日、毛利家に対し、撰文（碑文検討）が修史館一等編修官川田剛に命じられたことが伝えられた⁽³¹⁾。上符達紀氏は、十六年以降、川田と毛利家家令柏村信、編輯所員、杉孫七郎ら長州出身の政治家との間で碑文に関する検討が重ねられたことを紹介しているが⁽³²⁾、以下述べるように、川田による撰文の準備作業、それに伴う毛利家

側の対応は十二年時点からすでに始まっている。

勅撰銅碑建設の実質的動きは遅く、「中止同様」の状況が続く時期もあったが、二十八年ようやく撰文案が決まり天皇の裁可を受けた。東京で銅碑・銅柵の鑄造を行い山口へと運搬し、三十一年に建碑工事が完了した。

（三）編輯所体制の整備

以下、撰文作業への毛利家の対応を追いながら、（二）で触れた敬親の伝記・史料集が編纂された背景、活用の方を述べる。

十二年五月に勅撰銅碑建設が毛利家へ伝えられると、六月、毛利家は編輯所の体制整備を図る。「編輯所規則」を定め、河北一・林万樹多を「総括之心得」として

事務を統括させる

と、出勤日、時

間を明確化し

た。ベテラン

中嶋松堂は顧

問的立場に退

く（編輯座諸



図8：敬親の勅撰銅碑（山口市）

控」。

重要な点は、主要事業と担当者、今後の編輯方針が明確化されたことである。それは「御家譜再校」「御四代実録校正」「忠正公御事蹟遺漏取調」の三つで、「御家譜再校」を兼重慎一、「御四代実録校正」を中村弼、「忠正公御事蹟遺漏取調」を兼重淳輔・吉田嘉蔬の担当とした。⁽³³⁾

注目したいのが「忠正公御事蹟遺漏取調」である。七月三十日、今後の方針につき兼重淳輔・吉田両名が「編輯着手御伺」を毛利家に提出し了承される。それによると十四年までに二つの編纂を計画している（「第一着」「第二着」と表現される）。

「第一着」は、すでにある「御事蹟書八冊・補備四冊」（「毛利敬親事蹟」を指すと考えられる）を元に史料を追加し編纂するもので、十二年十二月までにまとめ、十三年五く六月ごろ清書とする。「第一着」は、編年で綱文と史料を掲げる形式が想定されていたようである。

一方「第二着」は、「第一着」のめどがつく十三年春から起稿し、十四年春完成とする。この書について、「御幼齡ヨリ御末年ニ至ルマテ編年文体ニシテ、稟性ノ匪凡ナル、連々藩政御革新、専ラ王事ニ御効誠、終ニ維新ノ御

創業ヲ御成就ノ事蹟ヲ簡潔編輯、隠然公ノ御偉功ヲ称揚シ、凡三四冊計ノ紙員ニ書纏メ、一目瞭然タル様一草稿ヲ起シ度」と説明しており、事蹟を編年体で簡潔にまとめた伝記が計画されている。冊数は三・四冊程度とする。

「忠正公御事蹟遺漏取調」が、勅撰銅碑撰文作業に対応し、毛利家として基本資料を整えておく意図をもったことは間違いない。兼重淳輔・吉田が編纂した「忠正公御事蹟大略」が十二年十二月に東京へ送られた事実注目すれば、当初計画での「第一着」は、結局「忠正公御事蹟大略」の編纂に落ち着いたと考えられる。

一方、「第二着」として「事蹟ヲ簡潔編輯」する三・四冊程度の伝記は、十四年春完成の予定であった。しかし、実際十四年中に東京に送られたのは「忠正公実録」であった。当初計画の伝記編纂が難しくなったため内容を変更し、「忠正公事蹟大略」を増補改訂した「忠正公実録」を編纂し東京へ送ったのではなからうか。「忠正公御事蹟大略」「忠正公実録」という似通った伝記が、近い時期に相次いで編纂された事情をこのように考えておく。

（四）修史館への史料貸出

前述のように、十三年六月二十五日、修史館監事三浦

半年後、修史館は再び毛利家に對し史料の追加借用を求める。現在、借用の記録類を参考に撰文作業を行っているが、それ以外にも毛利家には大量の記録があると聞いており、また旧家臣の所蔵記録もあるはずである、撰文にあたり見落としがあつてはならないとし、史料の追加借用を求めた。興味深いのは、「国事并旧藩事二関スル功績」は勿論、「平生家庭之嘉言・善行、苟も御同人事蹟ニ係ル書類」も欲しいという。人柄をうかがわせる逸話も知りたいということであろうか。十四年一月十五日には再度三浦が催促している。この要請に對し毛利家が貸出した史料の全容は不明だが、次に述べるように「忠正公事蹟大略」が含まれていたことは確実である。

(五)「贈従一位毛利公年譜」と毛利家

十五年八月、撰文担当者川田剛は、撰文作成の準備作業として「贈従一位毛利公年譜」(4忠正公95)を編纂して毛利家へ送り、内容の検討を依頼した。これは川田自

[illegible]

明治前期における毛利家の修史事業と毛利敬親の伝記編纂（山崎

し、毛利家、中でも編輯所員たちが中心となり「諸記録精撰脱誤ヲ正シ、漏ヲ加ヘ」、さらに「本局役員ヲ始衆議ノ上」、わずか二ヶ月後に川田に本書を返送した。返送時、誤りや修正すべき箇所などを具体的に書き上げた別冊まで添付する念の入れようであった。別冊正誤表ともいべきこの冊子は、「忠正公御碑文一事」（4忠正公87）に綴じられている。

本書は川田の門人の編纂だが、川田も責任者として当然目を通したはずで、学者としてのプライドにかけ自信をもって提示したと思われる。³⁴一方毛利家の編輯所員たちは、敬親に関する知識、および膨大な記録に目を通してきた自負があり、「公の事蹟は自分たちが一番よく知っている」という意識で、目を皿のようにし、すさまじい情熱で本書をチェックしたであろう。

この一件を通じ毛利家は、撰文作業に対応するには、現在のように史料となる文書記録、史実に詳しい編輯所員とも山口にある中で、東京・山口間でやりとりし作業を進めるのは困難であり、一刻も早い東京での体制整備の必要性をあらためて痛感したと思われる。

（六）文書記録の東京移送および編輯所員の上京

実は毛利家は、編輯所体制の整備を図った十二年六月、伝来の家文書や藩政時代の文書記録類を山口から東京へ移送することを決定していた。修史局等から問い合わせがあっても記録類が手元にないとその都度山口の毛利家編輯所へ問い合わせねばならず、回答に遅れが出ること理由にあげている。修史局以外の中央官省からも旧藩時代に関する問い合わせは多い。³⁵

十三年九月、毛利家は県との間で藩政時代の文書記録の選別作業（「旧藩中諸記録取調并引分」）を行った。この作業をふまえ、十六年二月、毛利家は大量の文書記録を東京へ移送する（県内の編輯所は一月に閉鎖）。³⁶

同月、編輯所員の兼重慎一・中村弼・高源吉らに上京が命じられた。五月、東京の毛利邸に山県有朋、山田顕義、杉孫七郎、品川弥二郎らも集まり編輯所の初会議が開催された。六月六日には川田剛を招き、毛利元徳、山田顕義、宍戸璣・杉孫七郎・野村靖らが列席する「御宴席」が毛利邸で催される。これに兼重慎一、中村弼も同席した。関係者の顔合わせ、撰文者川田の慰労、一刻も早い銅碑建設のため、碑文選定作業の進展を促すこと、

これが「御宴席」の目的であつた。⁽³⁷⁾

宴会後、兼重・中村が山口に残る河北一・林萬喜多に送った手紙によれば、宴会の席上、毛利元徳から「厚ク御挨拶」があり、川田に対し、兼重・中村らを上京させたので、彼らに撰文作業の手伝いを命じてほしいと告げたという（両人も出京相詰居候事二付、相応之御手伝も有之候ハ、指揮仕呉候様被仰付候）。毛利家としては、所蔵する文書記録を東京に移送し、編輯所員も上京させ、彼らに川田の撰文作業の手伝いをさせるという万全の体制で撰文作業に対処しようとしていた。

一方川田は、作業の遅れをわびるとともに、現在担当する「御巡幸日記」編纂作業が終了次第、撰文作業を急ぎたいと述べたという。ただし兼重・中村は前述の手紙の中で、碑文は五〇〇〇語ほどと少なく、また碑文内容は薩摩側との調整も必要で、脱稿はかなり難航しそうだと述べている（「御事蹟中、薩江聯絡せし事多く、彼は心痛之廉有之、脱稿甚六ヶ敷哉二も相聞候」）。碑文の決定はきわめて政治的な意味合いをもっていた。

兼重・中村は、大量の文書記録とともに上京を命じられ、川田の撰文作業を補助する役割を命じられた。もち

ろん碑文は、最終的には政治的な動きの中で決定される。

兼重・中村に求められたのは、川田の撰文作業に関わる史実の検証、歴史情報の提供という点である。兼重編纂の「忠正公事蹟編年史草稿」、中村編纂の「忠正公一代編年史」は、そうした川田の作業を支える際の参考資料として私的に編纂され、利用されたものであつた。⁽³⁸⁾

以後、碑文の最終決定までの動きは上符氏の研究に譲る⁽³⁹⁾。なお、大正十三年（一九二四）刊行の作間久吉著「毛利忠正公盛徳記」（三坂圭治文庫15他）には、「香山勅碑義解」が載る。勅撰銅碑の読み方、内容を解説したものであり、難解な碑文を理解する上で便利である。

三 『忠正公略伝』の出版 — 明治二十四年 —

敬親の伝記『忠正公略伝』は、明治二十四年四月『長周叢書』の一冊として出版された。毛利家の修史事業とは直接関係なく、また明治二十年代の山口県内の出来事だが、敬親顕彰をめぐる動向として取り上げたい。

『長周叢書』は、「古記録の散逸」を憂いた村田峯次郎が防長関係の主要な記録類を出版したものである。村田は安政四年（一八五七）萩に生まれ、大津唯雪の次男、

村田清風の孫にあたる。明治十七年内閣に出仕して伊藤博文の憲法制定事務に参加し、次いで衆議院属に転じる。二十六年毛利家の編輯所に入るが三十年辞職。のち維新史料編纂会の顧問、伊藤公伝記の編纂などに携わる。昭和二十年十二月死去（『近世防長人名辞典』）。

本書の本文は村田のオリジナルではない。村田の跋には、当初「中村弼君の定本」（『忠正公一代編年史』か）を刊行予定であったが、「故ありて」中止し、代わりに「某翁の書麓中」の「未定稿を埋めて此書を成せり」とある。

村田は刊行理由を次のように言う。公（敬親）の死後久しく、当時を知る名臣も多くが亡くなり、公の事蹟を語ることのできる者も少なくなった。また現在、勅撰銅碑建設も成就せず、毛利家銅像建設の目処も立たない⁽⁴⁰⁾。こうした中、「公の大功盛徳の偉蹟を追懷」するため、五月十七日予定の忠正公二十年祭典を記念して本書を出版し靈壇に備えたい。このように本書は、死後二〇年を経て人々の記憶から次第に薄れつつある敬親の事蹟を忍び、顕彰するため、忠正公二十年祭典を記念し刊行された。小山良昌氏が明らかにしているが、十五、十六年頃、杉民治・河北一ら敬親恩顧の旧家臣が中心となり敬親の

遺徳を追慕する「談話会」が結成された。内輪の会であった同会は次第に参加者を増やし、二十一年萩を中心とする懷恩会、山口町を中心とする致誠会が結成され、郡ごとの支会も発起した。各会設立・運営は旧萩藩士が中心となった⁽⁴¹⁾。

一方、敬親を祀る県社野田神社は、十九年に新社殿の上棟式、正遷宮式が行われ偉容を整えるが、念願である別格官幣社への昇格はこの時点では見送られた（大正四年十月昇格⁽⁴²⁾）。

明治二十年年代、国のあり方は、帝国憲法発布、議會開設と大きく変る。そうしたなか、時の流れがひとびとから敬親に関する記憶を少しずつ遠ざけようとする。この時期、毛利家、恩顧の旧臣、県関係者たちは、敬親の功績を語り継ぎ、今一度世に知らしめ、主張しなければならぬという思いを強くした。『忠正公略伝』の出版はそれに通じる⁽⁴³⁾。

『忠正公略伝』本文は、編年で敬親および萩藩に関する史実を書き進める。評論的記述はない。注目すべきは跋である。そこには村田の敬親評とともに、本文には取り上げられていない出来事が紹介される。

村田は敬親につき、「真成の英傑」「その心、常に忠誠と正明に在り」「賞罰を正し質素儉約の令を布き、精勵治を図り、特に文武の制を謀議す」「天朝に忠節、幕府に信義、祖先に孝道を尽くされたり」と賞賛し、軍備・教育の充実、治水事業、欧米への諸生遊学などの諸政策を高く評価する。注目したいのは、殖産興業、儉約などの結果、「財源富充し、叛乱裁定^(戊辰戦争)の後、剰余の金七十万両を朝廷に献するに至れり」と述べる点である。

明治初期、毛利家が七〇万両を朝廷へ献金したという言説については、財政史の観点から田中誠二氏の厳密な検討がある。⁽⁴⁴⁾田中氏の研究によれば、朝廷への七〇万両献金説は、明治十年代前半に中嶋松堂により主張された⁽⁴⁵⁾が、これは成り立たず、「事実は藩札替り、すなわち藩札兌換のための準備金と一部藩債償還の大蔵省への公廨金納入であった」と結論づけられている。当時、中嶋の主張には伊藤博文や井上馨も同意せず、家令柏村信もこれを否定した。しかし十五年七月、中嶋は自らの主張を記した上申書を内務省山田顕義に提出し、また品川弥二郎を通じて中嶋の「委細書調」を宮内省に提出してもらった。結果十六年六月、徳大寺実則宮内卿から毛利元徳に宛て

「内陳書」（非公式の陳述書）が届けられた。それは元就以来の毛利家の勤王と七〇万両「差出」を天皇が「奇特被思食」ことを伝える内容であったという。

中嶋は二十一年に八五才で死去するが、村田は中嶋の主張する七〇万両献金説およびその後の動向を知り、中嶋説を「史実」と認識し、跋に記したのであろう。『忠正公略伝』の底本となった「某翁」の未定稿とは、あるいは中嶋の原稿であったかもしれない。

村田は跋で、敬親が「天下に率先して詢々勤王の義を唱ふること三十年一日の如し、公明正大の志に倚り遂に王室中興の鴻業を賛襄せらる」と述べ、「勤王の敬親」を強くアピールする。七〇万両献金説は『忠正公略伝』出版で広く知られるところとなる。新しいエピソードをまとった「勤皇の敬親」像が広まるきっかけとなる。

おわりに

明治五年十月、「国史編輯」のため太政官正院に歴史課が置かれると、旧大名家へ等しく指示された「藩翰譜書続」の提出に加え、毛利家には「復古功臣事蹟編輯」に伴う敬親の事蹟提出も命じられた。これらに対し毛利家

は積極的対応をみせた。前者には、求められた提出物以外に「敬親紀」「大江家譜考証」を編纂し提出する。後者には「毛利敬親事蹟」を編纂提出したが、歴史課が示した「編輯例則」の内容以上に、「附尾」編まで添付する念の入れようであった。

歴史課設置以前、三年十一月、政府が山口藩に対し、「今般御記録編輯」のため「^{（慶応三年）}丁卯ノ冬旧幕府政權返上ノ節并御一新ノ時体ニ關係候事件、其藩ニ於テ記録シ被置候書類」を提出するよう指示した事実がある。これに対し山口藩はあまり協力的ではなかった。文久三年八月十八日の政変以後、毛利家は入京を禁じられ（官位剥奪、朝敵）、慶応三年十二月九日によりやく名誉を回復（官位復活）した経緯があるので、「御一新ノ前後ノ事体、別段可申出儀無之候」と山口藩はつれなく回答している。^{（46）} もっともな理由とはいえ、一方で、史料提出の求めに消極的であった印象を受ける。

歴史課設置以後の毛利家の対応はこれとは対照的である。所蔵する膨大な文書記録をもとに、敬親の事蹟、功績、その歴史をこと細かに調べ、伝記を編纂し、求めらるる以上の史料を歴史課に提供し、アピールする。

敬親は四年三月に死去する。敬親が新政府に協力、貢献し、その評価を高める機会は失われた。^{（47）} 毛利家としては、幕末期「朝敵」とされた汚名をそぐため、政府が正式な「国史」を編纂するにあたっては、是が非でもそこに、「王政復古に尽力した毛利敬親」という「史実」を書入れてもらいたいという思いを強くもったのではない。歴史課長が長州出身の長松幹であったことも期待を大きくしたであろう。歴史課設置以後、修史事業に対する毛利家の積極性をこのような文脈で理解したい。

十二年五月、敬親への勅撰銅碑下賜の決定、それに伴う撰文作業の開始という状況が生まれる。敬親に関する「正確で」「詳しい」史実が求められる。編輯所体制が整備され、編輯所員により敬親の伝記が相次いで編纂される。県との間で旧藩記録の選別が実施され、十六年二月には大量の文書記録が山口から東京毛利邸へ送られる。毛利家文庫の形成がここに始まる。

一方、敬親死後二〇年を過ぎる前後ごろから、山口県内では、敬親の事蹟をいかに語り継ぎ、主張し、顕彰するのかという問題があらためて意識され始める。

二十一年七月、宮内省は毛利家、島津家、山内家、水

戸徳川家の四家に対し、嘉永六年から明治四年にいたる「国事執筆（王政維新にいかん貢献したのか）」の事蹟をまとめて提出しよう命じる。いわゆる「国事ニ執筆セシ始末詳細取調」であり、毛利家ではこれを契機に東京の編輯所体制強化を図り、事業へ大きな力を注ぐ。明治二十～三十年代の毛利家の修史事業は、「国事ニ執筆セシ始末詳細取調」を中心に進められていく。これについては別の機会に検討したい。⁽⁴⁸⁾

註

- (1) 『明治150年記念特別展 激動の幕末長州藩主毛利敬親』（山口県立美術館 二〇一八年）に寄稿した拙稿「語られていく敬親―近代における伝記編纂と顕彰―」をもとに、追加調査した内容を加え成稿した。
- (2) 拙稿「毛利家文庫の形成過程と文書群構造」『山口県文書館研究紀要』（以下『紀要』と略）第三七号（二〇一〇年）。
- (3) 「毛利家編纂事業史（其の一）」（其の四）『『紀要』第三・六～八号 一九七四・七九～八一年』、「長州藩編纂事業史（其の一）」（其の六）『『紀要』第九～一四号 一九八二～八七年』、「山口県歴史編纂事業史（其の一）」（其の二）『山口県史研究』第一・二号 一九九三・九四年。

- (4) 拙稿①「明治～昭和戦前期、山口県庁における旧藩記録の保存と管理―毛利家文庫と県庁伝来旧藩記録―」『山口県史研究』第九号（二〇〇一年）、②「近代における毛利家文庫の保存施設と災害」『『紀要』第四〇号（二〇一三年）』、③「近代における毛利家文庫の形成と萩藩庁文書」『『史学研究』第二八〇号（二〇一三年）』および前掲註2。

- (5) 明治期の政府による修史事業については、宮地正人「政治と歴史学―明治期の維新史研究を手がかりとして―」『現代歴史学入門』東京大学出版会（一九八七年）、田中彰『明治維新観の研究』（北海道大学図書刊行会（一九八七年））。本稿で扱う歴史課・修史局・修史館の動向については、松沢裕作「明治政府の同時代史編纂 『復古記』とその周辺」（箱石大編『戊辰戦争の史料学』勉誠出版（二〇一三年）および註8・31の同氏論文に詳しい。

- (6) 明治初期には「編集座」「編集掛」、十二年六月「編輯所規則」以降は「編輯所（編集所）」だが、「編輯所」の呼び方はそれ以前から使用されていた可能性もある。繁雑になるので、本稿では「編輯所」で表記を統一した。

- (7) 明治期の毛利家の修史事業では、藩政期から続く「毛利三代実録」の編纂も大きな事業であるが、これについては『山口県史 史料編 近世1』の「解説」（河本福美執筆）での検討があり、本稿では触れない。

- (8) 明治前期、政府修史事業の方針については、松沢裕作

「修史局における正史編纂構想の形成過程」（同編『近代日本のヒストリオグラフィー』山川出版社・二〇一五年）。当初歴史課は同時代史編纂の組織としての性格が強かったという。

（9）長松幹については箱石大「戊辰戦争研究の史料となった『復古記』（前掲註5『戊辰戦争の史料学』）に詳しい。長松は萩藩医長松玄厚の子。維新政府では議政官史官など記録関係の役職を歴任し四年九月から記録局出仕、六年五月歴史課長、八年四月修史局長、同九月一等編撰兼務、十年一月修史館一等編修官、十四年十二月修史館監事、十七年元老院議員へ転出。

（10）「太政類典」第二編第四十七卷官規十七・凶籍一（国立公文書館デジタルアーカイブ。以下同）。

（11）佐藤大悟「明治太政官期の修史部局における記録管理——「修史局・修史館史料」の分析から——」（『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』第二十五号 人間文化研究機構国文学研究資料館二〇一九年）によれば、修史局の「書籍出納参照」表に「藩翰譜書続・復古勤勞殉国事蹟」がみえる。旧大名家から提出された「藩翰譜書続」が、当時の修史事業で参考「書籍」として利用されていたことを示すのではなからうか。

（12）皇城炎上前後の太政官の文書行政については、中野目徹「近代太政官文書の形成過程 明治六年皇城炎上と『公文録』の編纂」（明治維新史学会編『明治維新と史料学』吉川弘文館二〇一〇年）。

（13）「太政類典」（第二編第四十三卷・官規十七・凶籍一）。

（14）「太政類典」（第二編第四十三卷・官規十七・凶籍一）。

（15）吉田嘉疏（嘉太郎）については、『近世防長人名辞典』『右田村史』のほか、井野修二「熊谷・群馬県職員吉田嘉疏のこと」（『群馬歴史散歩』第二五六号二〇一八年）が詳しい。

右田毛利家家臣で、八年六月から熊谷県に出仕、十年一月に群馬県七等属、同年二月「上野地誌概略」を編輯出版している。群馬県を辞したのち、毛利家の編輯所に加わる。十六年二月に編輯所勤務を終えている。

（16）同所の所蔵史料目録データベースで画像の閲覧ができる。書目 ID00060951。

（17）書目 ID00060952。

（18）明治初期の政府発給文書の名称については、箱石大「明治政府による記録編纂・修史事業と近代文書」（『明治が歴史になったとき 史学史としての大久保利兼』勉誠出版二〇二〇年）参照。

（19）書目 ID00060963。

（20）国立公文書館のデジタルアーカイブ。請求番号、家 00475100* 00476100* 00477100。

（21）東大本では、「毛利敬親遺草」は「附尾」五として独立した冊子になっている。

（22）正直、正章、市郎兵衛。元萩藩大組士（禄高一四三石）。天保期、蔵元検使当分暫役から始まり、以後、江戸留守居手元役、京都留守居、遠近方などを歴任。『近世防長人名辞典』で

は「平生筆硯に親しみまた能く書画を作る」とある。十三年、毛利家と県庁との間での旧藩記録の分離選別作業で中心的役割を担う。二十一年没、八五才。

(23) 小忠太。元萩藩大組士(禄高二〇〇石)。高杉晋作の父。

藩政期には奥番頭役などを務め藩主に近侍。明治初期山口藩大監察と毛利家扶を兼務、のち権大参事となるが、廃藩とともに引退。二十四年没、七八才『近世防長人名辞典』。

(24) 請求番号 414-171-172。

(25) 兼重淳輔は十三年九月に百十銀行取締役となり、十四年十二月に編輯所勤務を免じられる。

(26) 原稿本(4 忠正公 129(14の1)、清書本(同 130(13の1)の付箋、および原稿本(14の14)の中扉に「忠正公御実録清書以上十三冊出来ニ付綴調、十四年九月廿日、本局江差出置候、追而幸便ヲ以高輪御邸江可被差登答ニ候」とある。

(27) 「山口編輯座申出控」(9 諸省 409(3の3)) 明治十四年二〜九月の記事に毛利家への「忠正公実録」書写の筆耕料請求書があるが、その差出人は兼重淳輔・吉田嘉疏となっている。

(28) 浩堂。慶応二年山口明倫館学頭座取計、翌年萩明倫館同。明治十一年三月毛利家から「在県にて御四代実録校正中編輯掛り専任」を命じられており、このころ編輯所勤務を開始したと思われる。十六年上京。二十八年十二月没、七三才。

(29) 元萩藩士。讓蔵。幕末期政務座の役人として活躍。明治六年に第十二区長を務め、船木女児小学に創設にも携わる。十

一年三月毛利家から「在県編輯掛り」を命じられており、このころ編輯所に入ったと思われる。十六年上京。東京の編輯所でも筆頭の位置が続いた。萩藩財政に関する兼重の談話「財政史談速記録」が有名。三十年二月東京で没。八一才。岡本麻美「兼重暗香研究序―その再評価に向けて」『山口県地方史研究』第一二〇号(二〇一八年) 参照。

(30) 「神道碑の下賜」(同氏「国葬の成立―明治国家と「功臣」の死」第七章 勉誠出版 二〇一五年)。

(31) 川田は備中松山藩に仕えた漢学者。維新後は政府の大学少博士、権大外史を務めたが、五年、文部省の委託で六国史以降の正史編纂事業を担当する。事業は七年七月より歴史課に移管され、川田も歴史課、修史局、修史館勤務となる。前掲松沢裕作「修史局における正史編纂構想の形成過程」および同氏『重野安繹と久米邦武』(山川出版社 二〇一二年) 参照。

(32) 上符達紀「毛利敬親勅撰銅碑と毛利家―勅撰碑文撰文をめぐって」『山口県地方史研究』第一一九号(二〇一八年)。

(33) 十二年七月時点での編輯所内での「筆順」(序列)は兼重慎一、兼重淳輔、中村弼、吉田嘉疏の順であった。

(34) 松沢裕作『重野安繹と久米邦武』によれば、川田は、十四年十二月、修史館内部での重野安繹との主導権争いに敗れ転勤となり、宮内省勤務となっている。

(35) 明治十〜二十年代、中央諸官庁から毛利家への照会事項については、前掲註4拙稿③の表6参照。

(36) 前掲註4拙稿①。

(37) 4 忠正公 87 「忠正公御碑文一事」。以下これによる。なお前掲註 32 で上符氏が「柏村日記」を元に紹介された同日会議がこれにあたる。

(38) 中村が編纂した「贈従一位忠正公年表」（4 忠正公 93）も同様の性格のものと考えられる。

(39) 碑文校訂過程での具体的な字句訂正のあり様は「贈従一位毛利公神道碑」（4 忠正公 88）でわかる。

(40) 「毛利家銅像」建立発起は二十二年であったが、山口の亀山山頂に敬親ら五基の銅像が立ち、除幕式が行われたのは三十四年四月であった。網野ゆかり「失われた六基の『毛利家銅像』が物語るもの」（『山口県地方史研究』第一一九号 二〇一八年）参照。

(41) 「公爵毛利家と懷恩会・致誠会」（『山口県地方史研究』九五 二〇〇六年）。

(42) 浅川均「近代神社史料と向き合う―野田神社を創る」

『紀要』第四六号 二〇一九年。

(43) 明治二十年代、旧藩、旧幕府、民間ジャーナリズムによる幕末維新史編纂・叙述が活発に行われる。日比野利信氏はこれについて、この時期、日本が近代国家として確立する中で、その出発点である明治維新の意義が問い直されたこと、幕末維新期の藩主が死去し、前代の当主の事蹟を明らかにしようとする欲求が存在したことを指摘している（「維新の記憶―福岡藩

を中心として―」明治維新史学会編『明治維新と歴史意識』吉川弘文館 二〇〇五年）。こうした動向と山口県内の動きを関連づけて理解する必要があるのだろう。

(44) 「撫育金七十万両献金」をめぐる（『山口県地方史研究』一一八号 二〇一八年）。

(45) 渡辺史之氏は中嶋が献金説を主張する時期を明治十一年三〜五月頃とする。「中嶋松堂と『撫育金七十万両献金』説の発見―『明治一五〇年記念山口県地方史学会特別講演会』を聴講して―」（『山口県地方史研究』第一二〇号 二〇一八年）。

(46) 「太政類典」第一編第三十八卷官規・文書一。

(47) 明治初年の敬親は、明治元年（慶応四年）六〇九月に上京し参内。二年正月晦日朝廷勅使来藩。上京を命じられ二十九日上京。三月三日参内。三年六月上京。四年正月勅使岩倉具視来山と、新政府との密接な関係のもと活発に活動している（『もりのしげり』）。このほか元徳の動向も注目される。

(48) この事業については近年研究が進んでいる。寺尾美保「明治期島津家における家史編纂事業―大名華族による『国事執筆』始末取調」（前掲註 8 「近代日本のヒストリオグラフィ―」、白石烈「宮内省の旧藩事蹟取調事業と史談会（上）」『書陵部紀要』第七一号 二〇二〇年）など。毛利家の動向は広田氏の研究が基本となる。